



南砺市土地改良区だより

第1号

令和4年6月発行



令和4年4月1日南砺市土地改良区組織役員会

理事長のあいさつ

組合員の皆様には、平素から当土地改良区の運営に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。また、当地域の農業振興にご尽力頂いておりますこと重ねて感謝申し上げます。

さて、農作業も本番を迎える季節となりましたが、農業農村をめぐる情勢は、農業に従事する人の高齢化や担い手不足に加え、国の米政策等の見直しなど、大きな課題に直面しております。当地域でも、過疎化や高齢化の進行などにより、土地改良施設の維持管理に困難が生じているだけでなく、土地改良区におきましても経営基盤の脆弱化や職員の高齢化などにより組織の機能低下が心配されておりました。そのような厳しい状況の中、令和4年2月に新土地改良区が誕生し、3月には新総代選出、4月には役員改選と、新組織体制を整えつつ、事業推進と健全な運営に日々精一杯取り組んでいるところであります。

これにより、南砺市土地改良区の令和4年度の県営新規要望地区として、農地整備事業の小坂地区外2地区、防災減災事業として梅ヶ島地区外1地区、合わせて5地区の新規採択の予定であります。団体営事業としても、基盤整備促進事業の大鋸屋地区外2地区の新規採択の予定であり、継続地区と合わせて、本年度24億円余りの事業を計画しております。更には、農地整備事業や防災減災対策事業の要望地区が数多く控えております。

今後は、これらの要望地区が1年でも早く採択されるよう、今回の土地改良区合併のメリットを最大限に活かし、国、県に要望して参りたいと考えております。今後とも、組合員の皆様に忌憚のないご意見と益々のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、南砺市土地改良区役職員、総代、一丸となって精進していくことをお誓い申し上げます。ご挨拶と致します。



目次

理事長のあいさつ	1	総代及び役員選出について	3
令和4年度 予算	2	賦課金納入について	4
令和4年度 事業計画	2	新規職員募集案内	4

令和4年4月1日現在の状況：組合員数／6,617人 受益面積／7,236.5ha（田6,849.0ha 畑387.5ha）

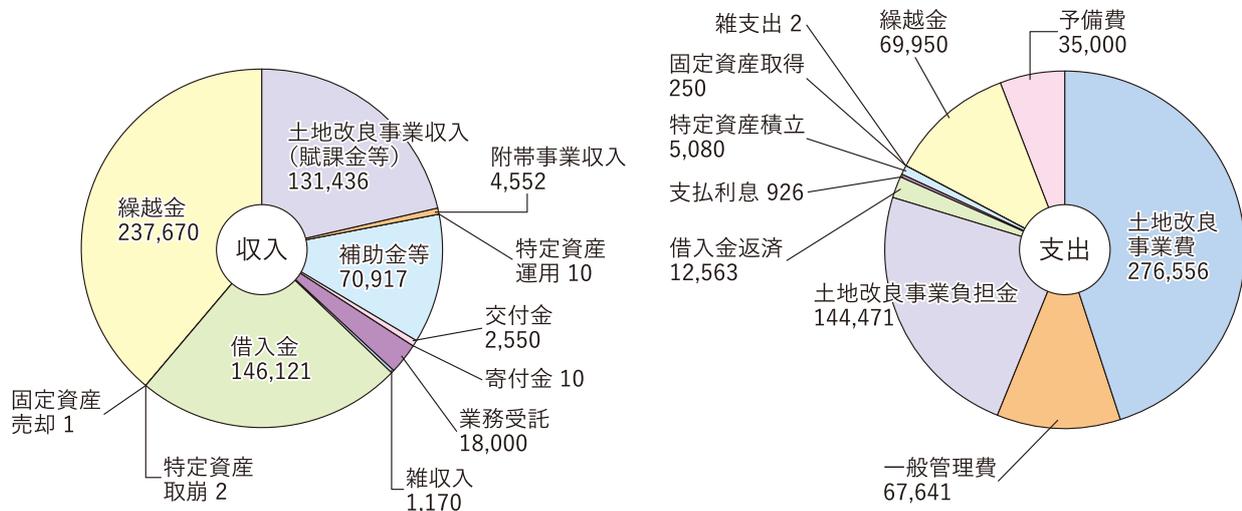
令和4年3月17日（木）に南砺市城端伝統芸能会館じょうはな座において、第1回通常総代会が開催され、令和4年度一般会計予算（案）外21議案について原案どおり可決、承認されました。

令和4年度 一般会計収支予算

（単位：千円）

一般会計

612,439千円



令和4年度 事業計画

（単位：千円）

団体営事業

県営土地改良事業

事業名	地区名	工種	事業量	事業費	事業名	地区名	工種	事業量	事業費
基盤整備促進	大鋸屋	農道整備	1式	7,000	農地整備	石黒西部	用排水路	2,982m	200,000
							区画整理	2.4ha	
防災減災	漆谷ため池	堤体開削	1式	2,500	〃	東石黒北部 一期	用排水路	2,400m	124,000
							区画整理	4.0ha	14,000
統合整備強化 対策	南砺	水管理等 施設整備	1式	25,000	〃	石黒東部	その他	1式	2,000
							区画整理	6.9ha	230,000
県単独 農業農村整備	人母稗子平	水路整備	350m	2,600	〃	天神	用排水路	414m	31,000
							区画整理	0.8ha	
〃	山野	水路整備	158m	12,000	〃	才川七	区画整理	9.2ha	280,000
							〃	祖谷一期	区画整理
〃	野尻古村	安全施設 整備	1式	1,000	〃	祖谷二期	区画整理	7.0ha	120,000
							〃	館	その他
〃	林道40号	水路整備	132m	5,500	〃	小坂	その他	1式	60,000
							〃	吉松	その他
〃	池川6号	水路整備	162m	7,800	農業水利施設 保全合理化	桜ヶ池幹線 一期	桜ヶ池幹線	410m	150,500
							金戸・是安排水		
〃	西明14号	水路整備	109m	7,200	〃	桜ヶ池幹線 二期	その他	1式	24,500
							区画整理	7.2ha	425,000
〃	理休2号	農道整備	360m	9,800	中山間地域 総合整備	となみ・ なんと山麓	用水路整備	2,000m	
〃	蕨谷71号	用排水路 安全施設	1式	2,300			1式	110,400	
〃	盛新	農地災害	1式	1,500	農村地域防災減災 (農業用河川工作物 応急対策)	梅ヶ島	取水堰	1式	140,000
〃	緊急	緊急		10,000	農村地域防災減災 (ため池整備)	打尾谷 ため池	その他	1式	50,000
計				94,200	計				2,256,400

南砺市土地改良区総代及び役員の選出について

土地改良区役員及び総代選挙が執行され南砺市土地改良区の体制が決定いたしました。

総代

任期：令和4年2月16日～令和8年2月15日

総代81名

選挙区	総代氏名	選挙区	総代氏名	選挙区	総代氏名
福野北部	齋藤 潔	大鋸屋	島田 良博	吉江	館田 清志
	齋藤 宏明		中川 孝信		川合 滋
	西村 孝明	菘谷	廣田 正次	山田	南 良雄
	得永 定文		高澤 敏		栗山 賢治
安居	安達 昭吾	北野	山崎 順司	東太美	水口 健
	酒谷 敏		長谷川 範明		北島 茂
堀元 賢二	宮本 博之		山本 一雄		
福野東部	津田 克之	井口	伊藤 満	太美山	前山 敏雄
	中河 清		吉井 謙司		天池 善三
	大窪 康則		三田 利市		裏田 正次
	浦野 雅信		小澤 正則		富堂 重治
高瀬西	大西 一生	井波	寺井 正次	西太美	中山 佳明
	中川 宗秋		村松 勉		中村 三郎
福野南部	上田 弘	南山見	松田 彰	広瀬館	吉田 剛
	窪田 仁		直江 学		本多 二三雄
	在塚 稔		高木 権一		湯浅 藤作
	山田 宗憲		岩崎 修		加藤 善躬
福野西部	堀池 龍源	山野	吉田 重信	広瀬	本田 修悦
	藤田 幸雄		大浦 徹		湯浅 良夫
	蕨口 武志		岩倉 孫寛		山崎 昭夫
	西川 武志		岩倉 清司		吉川 誠一
南山田	山下 誠信	高瀬	中川 一雄	いつついし	武田 文夫
	高田 哲行		片田 実		田中 幸弘
	宮塚 功		勢藤 和弘		松本 孝雄
	石橋 久雄		古島 誠		西田 義秋
大鋸屋	中谷 幸夫	北山田	安丸 政昭	南蟹谷	中屋 金次
	五東 文才		幅田 孝三		山本 昭夫
		吉江			

役員

任期：令和4年4月1日～令和8年3月31日

理事27名 監事4名

役職	氏名	役職	氏名	役職	氏名
理事長	定司 俊憲	理事	武藏 正徳	理事	小森 慎一
副理事長	渡辺 樹	〃	且見 博志	〃	山本 保彦
会計担当理事	高田良太郎	〃	中島 太市	〃	佐々木外茂美
工事担当理事	齋藤 幸範	〃	大寺 和男	〃	山瀬 悦朗
理事	原井 利雄	〃	菊地 博明	〃	影近 博志
〃	林 則雄	〃	中西 伸一	理事 計 27人	
〃	山田 清志	〃	細木 和隆	総括監事	北村 範雄
〃	砂田登代嗣	〃	村田 浩	監事	水口 新一
〃	杉森 桂子	〃	谷川幸志宗	〃	芝井 広
〃	山田 良誠	〃	佐々木吉嗣	〃	水落 敏
〃	竹田 繁	〃	奥野 忠志	監事 計 4人	

高田理事全国表彰



多岐にわたり土地改良事業の発展に寄与された功績により、高田良太郎理事が全国土地改良事業団体連合会に表彰されました。

また、長らく土地改良事業の推進にご尽力された岩田忠正、清都邦夫元理事長に南砺市土地改良区より感謝状を贈りました。

岩田、清都元理事長に感謝状



令和4年度 賦課金の納入について

日頃より賦課金の納入にご協力いただき厚くお礼を申し上げます。
下記のとおり納入期限日（口座振替日）をお知らせいたしますので、残高確認等ご協力をお願いいたします。

納入期限日
(口座振替日)

令和4年7月29日(金)

なお、賦課基準及び転用決済基準は、下記のとおりです。

一般賦課基準（基準日：令和4年4月1日現在） (円/10a)

一般賦課金	地目	金額	賦課区域
経常賦課金	田	900	南砺市土地改良区受益区域
経常賦課金	畑	300	〃
桜ヶ池水利費	田	1,920	桜ヶ池用水受益区域
打尾谷ため池水利費	田	1,510	打尾谷ため池受益区域

※上記のほかに、地区によっては維持管理費が必要となります。

土地改良事業特別賦課基準

※当該事業の受益地に対して、借入金の償還に係わるもの。

※特別賦課金納入の時期 償還日により令和4年10月～令和5年1月の期間内

転用決済基準

(円/10a)

転用決済金	地目	金額	区域
経常決済金	田	51,000	全域
経常決済金	畑	17,000	全域
水利費決済金	田	60,000	桜ヶ池地域
水利費決済金	田	15,000	打尾谷地域



◆組合員の資格取得・喪失の届け出について

次の事項に該当した場合は、土地改良区への届出が必要です。

- ・農業者年金を受けるため経営移譲した場合。
- ・組合員の死亡により農地を相続した場合。
- ・農地の売買、譲与、交換等で名義変更があった場合。
- ・組合員や住所を変更する場合。

◆農地転用の申請・届出について

農地を宅地等に転用される場合は、土地改良区の受益地から除外するため、「地区除外申請」が必要です。農業委員会に転用申請（届出）をされる場合は、事前に土地改良区の意見書が必要となります。転用面積に対して、転用決済金を納付していただきます。

◆農業用施設使用の申請・届出について

土地改良施設を使用される場合は、事前に土地改良区へ申請後、許可が必要となります。無許可での使用や工事にて施設の障害になった場合は、撤去を命じます。（例：宅地への乗入れのために用排水路（土地改良施設）に橋をかけたい等）

◆決算関係書類の閲覧について

令和3年度の決算関係書類は南砺市土地改良区事務所で閲覧できます。

土地改良区より
お願い・お知らせ

南砺市土地改良区では新規職員を募集しています。

- | | |
|----------|---------------------|
| ① 募集職種 | 農業土木、土木 |
| ② 採用予定人数 | 若干名 |
| ③ 応募資格 | 満40歳以下、高卒以上、自動車免許要等 |

詳しくは
南砺市土地改良区
ホームページを
ご参照下さい。



※賦課金、申請・届出等についての疑問は事務所までお問合せください。 n-dokai@pl.tst.ne.jp
南砺市土地改良区 南砺市城端4316番地1（起業家支援センター2階）TEL 0763-62-8666